平成３０年（フ）第４６号
京都市上京区五辻通七本松東入東柳町563番地５
債務者　佐野　哲司
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第６５号
京都府綴喜郡宇治田原町緑苑坂47―17、住民票上の住所京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５－５棟710号
債務者　十倉　正人
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１３６号
京都市北区上賀茂大柳町５番地３　コーポ藤井203号、前住所京都市西京区桂上豆田町21番地18　ビューハイツ桂　202号
債務者　川村　博史
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１３９号
京都府八幡市男山長沢26番地10　長沢ハイツ101号
債務者　駒　　悦子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１９６号
京都府木津川市梅美台２丁目１番地６　エスポワール梅美台　Ａ―201号
債務者　三谷　夏希（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第９号
京都府舞鶴市字森301番地56
債務者　前田　守利
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成３０年（フ）第１０８号
大阪府松原市新堂３丁目108番地
債務者　齋藤　勝也
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１３４号
大阪府柏原市古町３丁目６番３号、前住所大阪府柏原市大正１丁目２番４号
債務者　吉田　憲二
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１４９号
大阪府羽曳野市東阪田159―４、住民票上の住所大阪府南河内郡河南町さくら坂３丁目13番18号
債務者　皆川　裕伸
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
山口県周南市大字徳山5687番地の18　グランドール辻102号、前住所山口県周南市五月町16番24―303号
債務者　末岡　龍二
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第１４号
山口県周南市大字徳山5687番地の18　グランドール辻102号、前住所山口県周南市五月町16番24―303号
債務者　末岡　和恵
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第１６号
山口県下松市潮音町５丁目１番31号　ミランダＬｉｋｅ103号、前住所山口県熊毛郡田布施町大字波野2180番地５　ドリームパレスα201号
債務者　森重　未佳
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１３１号
千葉県君津市人見３丁目６番３号　Ｄ　金木方、住民票上の住所千葉県富津市富津2356番地15
破産者　猿橋　　雷
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１３４号
千葉県袖ケ浦市神納3560番地の２ハイムロワジュール105号
破産者　アールケイアート株式会社
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１３５号
千葉県木更津市金田東５丁目15番地５　ＴＩＡＲＡⅡ302
破産者　刈込　　亮
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１２１１号
東京都墨田区亀沢４丁目24番３号土井ビル２階
破産者　株式会社Ｋ’ｔｈ　ＰＬＡＮ
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６４０号
埼玉県和光市白子３丁目12番３―601号
破産者　株式会社サイバスター
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係